

人別送り状を読む 解説

1 小林（茂）家文書について

（1）小林（茂）家

琴寄村（現・加須市）の名主の末裔。もともと名主二人体制だったが、享和二年（1802）にそれぞれ病死・老衰する。その後、惣百姓一同が弥平治の跡役就任を求めて代官に願書提出。それ以来、弥平治の一人名主体制となり、以降小林家が世襲した。

（2）小林（茂）家文書

総件数 7,614 件、枝番号を含めた総点数 8,172 点。穀物売買を中心とした商取引や社倉経営に関わる文書が大量に残されていた。国書や漢籍などの典籍類も豊富である。

2 琴寄村について

武藏国埼玉郡琴寄村（現・加須市琴寄）。埼玉県東部に広がる中川低地の北部に位置する。古くは太田荘向川辺領に属した（図1参照）。近世に入り、幕府直轄地、その後御三卿清水家領となり、再び幕府直轄領となった。

村名については、かつて利根川が堤を崩すほどの満水のとき、この地に流れ着いて絶命した女を哀れに思った村人が抱いていた琴と共に手厚く葬ったことに由来するという。なお、この女をまつたという「護世社」は宝光院の近くにあったが、今は横沼神社に併祀されている。

図1出典
小林（茂）家
文書目録 p. 10



3 人別送り状について

「人別」とは、人ごとに納める税のことや人別帳（江戸時代の戸籍簿）のこととを指す。「人別送り」とは、前付地から移転先の村へ出す公式の通知であり、「村送り状」とも呼ばれる。

資料1は、琴寄村名主官吉が川口村に宛てたものである。川口村から琴寄村の百姓富次郎の息子兵蔵が妻としてさだを確かにもらい受けたので、人別帳に加えることを伝えている。

資料2は、中新井村の名主茂右衛門が琴寄村名主に宛てたものである。琴寄村の百姓平左衛門の娘かん(22歳)を、中新井村の百姓忠兵衛の世話のもと、栗橋宿顕正寺の旦那源太郎の妻にもらい受けること、中新井村の人別帳に加えるので琴寄村の人別帳から除くことを伝えている。

どちらも明治三年(1870)の文書であるが、明治政府による戸籍制度が整っていなかったため、従来の方法で村民の管理を行っていた。

4 解説

	語句	読み方	意味
語句の解説	慥かに	たし(かに)	たしかに
	支配所	しほいじょ	御代官所(幕領の代官が拝命した禄高地)と御預所(御代官所の附屬地)を合わせたもの。
	村方	むらかた	村のある所。村役人(名主、与頭、百姓代)の略
地名の解説	宗旨人別帳	しゅうしにんべつちょう	宗旨人別改帳、宗門人別帳ともいう。宗門改に基づいて作成された帳簿で、菩提寺の印を得て仏教徒であることを証明したもの。戸籍台帳としても明治六年(1873)の廃止まで使われた。
	浦和縣	うらわけん	浦和県。明治二年(1869)に武藏国内の旧幕府領・旗本領に設置された県。現在の埼玉県、東京都の一部を管轄した。その後、浦和、岩槻、忍の三県が統合して、現在の埼玉県東半分に位置する「旧埼玉県」となる。
	中新井村	なかあらいむら	向井川辺領に位置し、琴寄村と北東部で隣接する村。文書によっては、上中新井・下中新井と二村に分けて記載されていることがある。
	顕正寺	けんせいじ	栗橋宿(現・久喜市)にある寺院。寺の東側に日光街道、利根川がある。栗橋宿は利根川渡河の宿駅として成立・発展した。

5 参考資料

埼玉県立文書館収蔵文書目録第37集『小林(茂)家文書目録』(埼玉県立文書館、1998年)